

平成 31 年度  
事業計画書

社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会



# 社会福祉法人豊後大野市社会福祉協議会 平成 31 年度 事業計画

## 支えあいのまち 笑顔ひろがるまち

### I はじめに

近年の高齢化や人口減少の急速な進行及び家族機能の変化などにより、地域における生活・福祉課題は多様化、複雑化している中、豊後大野市では、国の提唱する制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、つながることで、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指した取り組みを推進している。

本会においても、地域住民、行政、地区社協、民生児童委員、医療、ボランティア等多様な関係機関が一体となって、住民一人ひとりの充実した暮らしと生きがいのある持続可能な地域づくりを更に進めることが必要となっている。

### II 基本方針

地域共生社会の「我がごと・丸ごと」を進めるためには、これまでの縦割り制度を打破する必要がある。行政、地区社協、民生児童委員協議会、自治会などの地域住民を含めた連携が不可欠であり、本会は「地域の支えあい」の仕組みづくりの更なる推進と「総合相談」の一本化を進めることでその役割を果たし、私たちが住み慣れた地域で共に安心して暮らしていけるまちづくりとしたい。

また、厳しい経営状況が続くことが予想されるが、補助金と受託金について、根拠のある算定となるよう行政と協議を進めるとともに、介護保険事業所の効率的な経営に努めていきたい。

### Ⅲ 重点施策

#### 1. 生活支援体制整備事業（地域支えあい事業）の推進

事業に係る協議体は、第 1 層・第 2 層で設置ができたが、協議体での協議内容を更なる充を進めるとともに、第 3 層・第 4 層の設置とそこでの具体的な支えあいの取り組みの協議も進める。

#### 2. 地域共生社会の実現のための協議

国や市が進める地域共生社会の実現に向けた取り組みに、積極的に参加協力するとともに、相談支援体制を一本化し、社協内での情報の共有と活用を進め、迅かつ総合的な対応を図るようする。

#### 3. 相談支援事業の一本化

地域包括支援センターと生活困窮者自立支援事業の相談部門について、市役所内の配置変更に伴い、本会も組織体制を見直し、両事業を 1 か所にまとめ、市民からの相談を受けやすい体制とする。

#### 4. 介護保険事業所の効率化とサービスの維持

人材不足によるサービスの維持が不可能にならないよう、介護保険事業所の事業を見直し統合等により事務の効率化を進め、公的サービスの維持が可能なよう適切な経営と職員配置を行う。

#### 5. 財政基盤の強化

受託事業に係る人件費・事務事業費について、行政との折衝により事業ごとに採算の取れる状況を維持していく。また、補助金についても、算定基準となる補助金要綱等の策定を協議し、安定した財源となるよう進める。

## IV 具体的事業内容

### 1. 総務課

#### 【法人運営・財務人事係】

#### (1) 法人運営

##### ① 理事会・評議員会・監査会

事業計画名	具体的内容
理事会	理事会の開催（年 5 回） ・任期満了に伴う役員の変更 ・法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、会長や他の理事の執行を監督する。
評議員会	評議員会の開催（年 3 回） ・法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに役員等の選任・解任等を通じ、法人運営を監督する。
監査会	監査会の開催（年 2 回） ・法人内の業務執行の状況及び法人内の財産の状況を監査する。

##### ② 事務局運営

各課、総合相談センター及び各支部との機能連携を図り、事業の推進を進める。

事業計画名	具体的内容
事務局会議	・常務理事、事務局長、事務局次長、課長（総合相談センター含む。）、支部長で構成する定例会議（月 2 回）
職員全体会	・全職員対象の職員会議の開催（年 1 回） （全員での研修会・人権学習等）

##### ③ 財政基盤の強化

事業計画名	具体的内容
中期財政計画推進委員会	・中期財政計画に従った財政の安定化を進めるため委員会を開催する。計画の評価・見直しを行う。
介護保険事業検討会議	・プロジェクトチーム会議より移行。部門の代表等で構成し、事業所の経営分析・介護保険事業及び事業所のあり方等について検討する。

補助金・委託料	・社協の特性にあった公益的、公共的事業の推進に必要な受託金、補助金を安定的に確保していく。
社協会員募集	一般会費（1世帯 一口 1,000円） 特別会費（ 一口 2,000円） ・自治会等へ出向き、理解を求める説明を行う。 ・6月を社協会費加入強化月間 ・2月を特別会費加入月
寄付金	・寄付金の使途について広く周知し、社協に対する寄付の意味の理解を進める。
介護保険等 事業収入	・関係者との情報の共有を行い、地域福祉事業や総合事業と連携したサービスの展開により、利用者増を目指す。また、事業所ごとコストの見直しを都度行い、収支バランスの改善を図る。
弔慰事業	・弔意事業（弔電を送る）の実施。

## ④ 広報事業

事業計画名	具体的内容
広報紙の発行	「ふれあいネットワーク」の発行（年5回） ・見やすく、読みやすい紙面作りに努め、市民に福祉に対する関心と理解を深める。
ホームページの 運営	・最新の情報を掲載し、その他福祉活動情報を広く市民に発信していく。

## (2) 児童館事業

指定管理者制度での事業として、豊後大野市の宝である子どもたちの交流の場の提供と健全な育成を図るため積極的に事業を展開する。

事業計画名	具体的内容
児童館の運営 (1施設)	・保護者や学校、関係機関と連携を図り、児童が安心安全に利用し学習の場・遊びの場を提供することで社協らしい地域愛を育むよう様々な地域密着型活動を行う。

## (3) 指定管理施設の管理運営

事業計画名	具体的内容
指定管理施設の 管理経営	① 三重農村環境改善センターの経営
	② 清川高齢者生活福祉センター等の経営
	③ デイサービスセンター悠々の経営
	④ 朝地憩いの村の経営

## ⑤ 犬飼高齢者生活福祉センター等の経営

※ H31.4～H34.3 の 3 カ年契約

但し、三重農村環境改善センターは H29.4 から H32.3 まで

## 【在宅福祉係】

介護保険法・障がい者総合支援法の基本理念を追求しながら「法令遵守」を意識した事業運営を実施し、利用者の尊厳とサービスの向上に努める。

## 共通事項

事業計画名	具体的内容
事業所管理者 主任等会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令や求められるサービスを理解し、適正な事業所運営を進める。</li> <li>・課題や改善策を検討し、事業所管理者・主任等会議と事務局会議の連携を深める。</li> </ul>
収支分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所毎に収支分析を行い、客観的に収支構造を把握し、課題の早期抽出や改善に向けての対応を図る。</li> </ul>
職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資質向上、自己研鑽の機会を確保するため研修を計画的に実施する。</li> </ul>
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプランセンターとサービス事業所その他の関係者の連絡会議を開催し、利用者等の情報の共有と増収に向けた協議を行う。</li> <li>・模擬実地指導を実施し、法令遵守体制を再確認する。</li> </ul>

## (1) ケアプランセンター事業

サービスの持続的な提供と安定した経営のため 3 つの事業所を 1 つとし、これまでのサービス内容を引き継ぎながら、広域的な事業所としてスタートをする。

また、居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、環境等に応じ、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って総合的かつ効率的に提供されるように支援、援助を行う。

事業計画名	具体的内容
ケアプランセンター ぶんごおの (1 つに統合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のニーズの把握に努め、利用者寄り添い支援を行っていく。</li> <li>・事業所内で情報を共有し、利用者顔の見える関係性を築く。</li> <li>・医療との連携を密に行い、利用者・家族へ質の高い支援を実施出来る様にしていく。</li> </ul>

	・丁寧かつ迅速な対応を行い、包括や関係機関と連携を図り、より質の高いサービスの提供に努めていく。
--	--------------------------------------------------

## (2) ヘルパーステーション事業

慢性的な人材不足を補うためとサービスの継続のため 3 つの事業所を 1 つとし、広域的な事業所としてスタートをする。ただし時間額ヘルパーの移動時間を考慮し、各支部を詰所として活用できる体制を構築する。

また、利用者が、可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した生活を送れるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる支援を行う。定期的に事業所の評価や情報交換を行う事により、サービスの適性・質の向上に努める。

事業計画名	具体的内容
ヘルパーステーション ぶんごおの (1 つに統合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、一人ひとりのニーズを把握し、利用者の自立に向けての支援、援助を行う。</li> <li>・関係機関との連携を密にし、報告・連絡・相談の徹底を行う。</li> <li>・ケアマネとの連携を取りながら利用者の獲得を目指す。又、他職種との連携が円滑にできるようにスキルアップする。</li> </ul>

## (3) デイサービスセンター事業

利用者が、可能な限りその地域や在宅で、その有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行う事により、社会的孤立感の解消、心身機能の維持を支援する。

事業計画名	具体的内容
デイサービスセンター みつば苑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者個々のニーズを把握し、ニーズに沿ったサービスを提供し、安心して在宅生活を送れるよう居宅事業所等と連携しながら支援します。</li> </ul>
デイサービスセンター 悠々	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携とチームワークを図り、</li> <li>・自立支援のためのサービスを提供し、在宅生活の継続を支援する。</li> </ul>
デイサービスセンター 憩いの村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が利用者 1 人 1 人の状態を把握しその人にあったサービスを提供する。</li> <li>・居宅、家族との連携を図り、在宅での生活が継続できるように支援する。</li> </ul>
デイサービスセンター あけぼの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の機能向上、現状維持に向けての取り組みやサービスの質の向上により、利用者・</li> </ul>



	家族に選ばれる事業所を目指す。
--	-----------------

## (6) 生活支援ハウス事業

事業計画名	具体的内容
高齢者生活支援 ハウスの運営 (3施設)	指定管理者制度として、清川、朝地、犬飼で実施 ・入居者が安心して明るい生活が送れるよう、利用者本位のサービス提供、食事提供を行う。 ・入所判定ケア会議への参加。

## (7) 元気クラブ

事業計画名	具体的内容
元気クラブ事業 (5地域 7教室)	市の受託事業として 清川・緒方・朝地(2教室)・大野(2教室)・犬飼 で実施 ・利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。 ・利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、認知機能維持等の活動を行う。

## 2. 地域福祉課

高齢化や人口減少が進み、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、住民同士がともに支えあい、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、孤立せずに生活を送ることができるよう、助け合いながら安心して暮らし続けられる地域、共生社会の実現を目指す。

地区社協、各種団体や関係機関と連携を図りながら地域福祉の啓発・推進に努め「支えあいのまち 笑顔ひろがるまち」に繋げる。

### 【地域福祉係】

#### (1) 地域福祉事業

町ごとに、地域の課題やニーズを発掘し、それに応えるよう住民自らが考え、地域に合った特色ある取り組み(地域コミュニティーづくり等)の実現に向け人と人、人と制度、人と支援者などの資源を結び付けて、地域共生社会を作っていく。さらに次世代の担い手育成のため、学校等における福祉教育の支援を推進する。

#### ①各町での取り組み目標と計画

町	目標	計画
三重町	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民で支えあい、助け合う仕組み、困りごと(ニーズ)を拾い出す方法を考え、活動できる形にするよう支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区社協と連携して、小地域ネットワーク活動を普及させて、福祉コミュニティを再構築していく。</li> <li>サロンの立ち上げ、サロン活動・サロンの維持・活性化を支援し、地域の「集いの場」「通いの場」作りを推進する。</li> </ul>
清川町	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的に地域とかかわり、地域の中で、課題解決に向けて、共に悩み、共に前進する社協を目指す。</li> <li>明るく楽しい職場づくりに努め、事業の実績の向上を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区社協や自治委員、民生委員、福祉委員、老人クラブ等の関係機関と連携し、地域課題の把握、解決に向けた話し合いの場を設け、支援体制の構築を図る。</li> <li>各々が自己研鑽に励み、資質の向上を図るとともに、職員間の連携を密にし、協力し合える職場作りに努める。</li> </ul>

緒方町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区社協を中心に関係機関とも連携をはかりながら「孤立者ゼロのまちづくり」を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体と連携した、自治会単位の見守り活動「小地域ネットワーク」（あんしん訪問）をさらに充実させる。</li> <li>・町内のサロンでつくる「おがたサロンの会」で、地域のふれあい・健康・生きがいつくり活動を推進する。</li> </ul>
朝地町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが安心して豊かに暮らし続けるよう地域に根差した社協を目指す。</li> <li>・地区社協での事業の転換を図る</li> <li>・介護保険事業所としての職員の意識をさらにアップさせ、利益のでる運営展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治委員・民生児童委員・福祉委員等の連携を密にし、地域資源（サロン等）の活用と課題の把握に取り組む。</li> <li>・複合施設での職員間での連携を図り、明るい職場づくりを目指す。</li> </ul>
大野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域等に積極的に出向き地域の方と対話ができるようにする。またその中で地域の課題等に対し地域の皆さんと一緒に今後を考えられるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区社協、民生児童委員、福祉委員、自治会、行政等関係者と協力し、地域の課題を共有することで多種多様な地域課題に積極的に取り組む。</li> <li>・サロンの組織化を図りサロンの活性化を図ることで地域を今より元気になるようにする。</li> </ul>
千歳町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別（人）の課題を、地域の課題としてとらえていけるような仕組みを地域で作る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に出向き、千歳の地域に暮らしぶり（人、場所、集まり等）の把握を行う。</li> <li>・地区社協の在り方の検討を一緒に行い、地区社協が地域の課題の把握に取り組めるように、研修会等の計画・実施、専門機関等の橋渡しを行う。</li> </ul>
犬飼町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を知り、顔の見える社協を目指す。</li> <li>・住み慣れた地域で暮らし続ける為に、住民相互での協力体制の仕組み作りを支</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者（自治委員・民生児童委員・福祉委員）の連携強化への働きかけを行う。</li> <li>・地域毎の特性や地域資源を把握し、課題を抽出し解決策を</li> </ul>

	援する。	話し合える場を作る。 ・小地域ネットワーク活動の充実、普及を図る。
--	------	--------------------------------------

## ②地区社会福祉協議会（地区社協）運営支援

地域住民が身近な福祉活動に参加・協力することにより、住民生活に根ざした支えあい、助け合い活動、ニーズ調査等を推進できるよう地区社協の運営支援を行う。

事業計画名	具体的内容
地区社協の運営支援・助成	・運営費助成、事業費助成 ・事務局としての支援
地区社協連絡会の開催	・7地区社協の相互の関係強化及び連携をはかるため、地区社協連絡会を開催する。

## ③生活支援体制整備事業

事業計画名	具体的内容
生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する業務	ア. 既存の活動やサービスの強化（市全域/7町） イ. 活動やサービスの創出（市全域/7町） ウ. 支援ニーズの把握（市全域/7町） エ. 関係者間のネットワークの構築（市全域/7町）
日常生活の担い手となるボランティア等の養成に関する業務	・新たな住民主体の地域づくりの担い手となる活動者の発掘とその体制づくりの支援。（7町）
生活支援体制整備に関する協議体の参加	ア. 1層協議体の参加 イ. 2層協議体の運営支援（市全域/7町） ウ. 2層協議体の統括
その他	ア. 先進地視察 イ. フォーラム（市全域） ウ. 市民への普及・啓発（市全域/7町）

## ④福祉委員の養成

任期を2年として自治委員、民生児童委員と連携し、支援を必要とする人の見守り活動に重点を置いた福祉委員の養成に取り組む。

事業計画名	具体的内容
福祉委員の設置・養成事業	・福祉委員の委嘱、研修会の開催 ・地区社協と連携した福祉委員説明会の開催

## ⑤地域福祉連絡会議の開催

市行政と足並みをそろえた地域福祉を推進していくために、関係部局との連絡会議を定期開催し連携を密にする。

事業計画名	具体的内容
地域福祉 連絡会議	社会福祉部局、高齢者福祉部局、障がい者福祉部局、 児童福祉部局、保健部局、消防・防災部局、教育委員 会部局との連絡会議

## ⑥地域住民主体の福祉活動の充実

住み慣れた地域で住民自身が主体的に「集いの場づくり（サロン）」に取り組み、仲間と楽しく活動できるよう地区社協と共に支援し、全自治会での設置を目指す。

また小地域（自治会）を単位として、何らかの支援を要する世帯に対し、地域住民による自主的な見守り活動及び支援活動を行うため、地区社協と連携し「孤立者を出さない・見守り・声かけの取り組み」として小地域ネットワーク活動の取り組みを推進する。

事業計画名	具体的内容
いきいきサロン 事業	・サロン事業への助成 ・サロンリーダー研修会（つどい）の推進 ・レクリエーション用具の貸出
小地域ネット ワーク活動事業	・小地域ネットワーク活動事業の推進（地区社協と連 携） ・地区座談会の推進

## ⑦災害時避難行動要支援者を支援する福祉施設連絡会の運営

災害時避難行動要支援者を受入れ可能な介護施設、児童施設、障がい者施設等のネットワークを活用し有事に備える。施設間の連携・援助体制の確認や情報共有の場とする。

事業計画名	具体的内容
連絡会の運営	・連絡会（研修会）の開催

## ⑧いきいき生活応援隊員・生活援助サポーターの養成事業（市の受託）

いきいき生活応援隊員養成講座・生活援助サポーター養成講座を開催し、有償ボランティア、生活援助サポーター事業所として地域の担い手人材を育成する。

事業計画名	具体的内容
いきいき生活 応援隊員養成講座	いきいき生活応援隊養成講座の開催 年 2 回（前期・後期）

生活援助サポーター養成講座	生活援助サポーター養成講座の開催 年 2 回（前期・後期）
---------------	----------------------------------

## ⑨ 生活援助サポーター派遣事業（市の受託）

上記事業で養成したサポーターを要支援者・事業対象者の生活支援援助のため、ケアプランに基づき派遣する。

事業計画名	具体的内容
生活援助サポーター派遣事業	生活援助サポーターの登録 生活援助サポーターと利用者の調整、支援

## ⑩ 地域福祉推進大会の実施

隔年実施の大会を本年度より毎年度実施とする。

事業計画名	具体的内容
地域福祉推進大会	・福祉講演会 ・表彰式

## ⑪ 団体等運営・支援

地域福祉を進めるにあたり、協力団体と連携し、協働の地域福祉推進体制を目指す。

事業計画名	具体事業
団体等支援	・市共同募金委員会事務局運営 ・市民生委員児童委員協議会事務局として支援 ・市老人クラブ連合会事務局として支援

## (2) ボランティア市民活動センター事業

地域のあらゆる市民の社会参加と団体（住民組織や民生委員児童委員、NPO 団体、社会福祉施設、福祉活動・福祉サービスを実施する市民団体や民間事業者、共同募金関係者、学校関係者等）組織を巻き込み、地域の福祉・生活課題の解決に関わっていく事業を行う。

## ① ボランティアセンター事業

事業計画名	具体的内容
ボランティアセンター事業	・情報の収集・発信・提供 ・ボランティア活動保険加入者支援（補助） ・ボランティアをする人とボランティアしてほしい人のコーディネート ・サロンのボランティア講師派遣の充実 ・ボランティア養成講座 ・専門ボランティア活動の補助（訪問給食ボランティアの活動支援）・専門研修

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ボランティア連絡協議会事務局として支援</li> <li>・市ボランティア連絡協議会への助成</li> <li>・小・中学校等へ福祉体験学習の支援</li> </ul>
災害ボランティアセンター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンター運営スタッフ会議の開催</li> <li>・災害時における近隣市との職員応援体制整備の準備のための連絡会議の推進</li> </ul>
災害ボランティアネットワーク協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に地域でスムーズな活動ができるように、お互いの強みや役割分担を確認し、支援体制等の共有を行う。</li> <li>・災害ボランティアネットワーク協議会運営・研修</li> </ul>

## ② ささえあいパートナー事業（有償ボランティア事業）

いきいき生活応援隊員（お助け会員）が身の周りのちょっと困った事を、手助けしてもらいたい人（お願い会員）に有償で支援を行う相互援助活動（有償ボランティア活動）の円滑な事業実施。

事業計画名	具体的内容
ささえあいパートナー事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態把握、お願い会員の選定</li> <li>・お願い会員とお助け会員のコーディネート</li> <li>・ありがとうチケット販売・精算</li> </ul>

## (3) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者や知的・精神障がい者等で判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行う。  
(大分県社会福祉協議会からの受託)

事業計画名	具体的内容
日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援員としての個別援助活動（金銭等の預かり、支払い援助、福祉サービス等の契約）</li> <li>・生活支援員継続研修</li> <li>・専門員と生活支援員の連絡調整</li> <li>・生活支援員の養成・登録等</li> </ul>

### 3. 総合相談センター

専任のセンター長を配置し、これまでの地域包括支援センター業務と暮らし支援業務を市役所内で一本化し、困難化する相談についてセンター職員全体で共有・対応できるよう体制を構築する。

#### 【地域包括支援センター】

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。又、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することを目的とする。

#### 【包括的支援事業係】

事業計画名	具体的内容
介護予防ケアマネジメント事業	<p>介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者等（要支援者及び事業対象者）の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業を含め、要支援者等に合った適切なサービスが、包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う</p> <p>① 介護認定非該当者の把握と対応 ② 事業対象者のケアマネジメント</p>
総合相談支援事業	<p>地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保険・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につながる等の支援を行う</p> <p>① 地域におけるネットワークの構築 ② 実態把握 ③ 総合相談支援 ④ ブランチ等の専任相談員業務</p>
権利擁護事業	<p>地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できないとか、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持</p>



	<p>し、安心して生活を行うことができるよう、専門的、継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う</p> <p>①成年後見制度の活用促進 ②老人福祉施設等への措置の支援 ③高齢者虐待への対応 ④困難事例への対応 ⑤消費者被害の防止</p>
包括的・継続的ケアマネジメント事業	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的に支援することが重要。そのための地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う</p> <p>①包括的・継続的なケア体制の構築 ②地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ③日常的個別指導・相談 ④支援困難事例等への指導・助言</p>
地域ケア会議推進事業	<p>介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療、福祉、介護に関する専門的知識を有する者、関係機関、関係団体等により構成される会議（以下「地域ケア会議」という）の設置を通じ、専門職種が協働して、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上を支援する。さらには個別ケースの検討を通じて地域課題を明確化することにより、必要な地域資源の整備等の政策形成に繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週金曜日、1回あたり4件を検討</li> <li>・ケアマネジメント向上会議、年2回以上開催</li> <li>・地域包括ケア推進会議の設立に向けて（主体は市）市と一体的に取り組む</li> </ul>
在宅医療・介護連携推進事業	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進する。</p>
認知症総合支援事業	<p>認知症の人への効果的な支援を行うことを目的とする。</p>

	<p>① 認知症初期集中支援推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。</li> <li>・ 初回訪問後、訪問支援対象者毎に、観察・評価内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するため、専門医も含めたチーム員会議を行う。</li> <li>・ 医療・保健・福祉に携わる関係者等から構成される「認知症初期集中支援チーム検討委員会」を設置し、関係機関・団体と一体的に当該事業を推進していくための検討を行う場とする。</li> </ul> <p>② 認知症地域支援・ケア向上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症地域支援推進員業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、容態の変化に応じ、すべての機関を通じて、ネットワークを形成し、効果的な支援体制を構築するとともに、地域に実情に応じて認知症ケア向上を図る。</li> </ul> </li> <li>・ 豊後大野市に住む高齢者等が認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるように、医療・保健・福祉・介護部門の関係者が協働し、予防・早期発見・ケア・ネットワークの構築等認知症対策の推進することを目的とし、認知症地域支援推進連絡会を設置する。</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>① 豊後大野市地域包括支援センター運営協議会への参加</p> <p>② その他の会議等への出席</p> <p>③ 個人情報の取扱いについて</p>

【指定介護予防支援事業係】

事業計画名	具体的内容
<p>介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント</p>	<p>高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないように支援することを目的とする</p>

	① 要支援者へのケアマネジメント ② 事業対象者へのケアマネジメント
--	---------------------------------------

## 【暮らし支援センター】

## (1) 生活福祉資金貸付事業

低所得者・障がい者・高齢者世帯等で他制度の貸付が利用できない人に対して資金の貸付を行う。経済的自立及び生活意欲の助長と社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにするため、自立相談支援事業と連携して社会的自立に向けて支援する。

事業計画名	具体的内容
生活福祉資金貸付事業 (大分県社会福祉協議会からの受託)	資金貸付及び自立に向けての相談 ・総合支援資金 ・福祉資金(福祉費・緊急小口資金) ・教育支援資金(教育支援・就学支度費)等 自立相談支援事業、民生児童委員との連携
小口資金貸付事業 (市社協事業)	資金貸付の相談(上限5万円) ・各支部担当者、自立相談支援事業、民生児童委員との連携

## (2) 生活困窮者自立支援事業

自立相談支援事業(生活困窮者自立支援制度・豊後大野市からの受託) 経済的理由をはじめその他の理由により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人(世帯)が抱える多様で複合的な問題について相談支援対応する。情報の提供や助言を行うとともに、多職種連携による包括的な支援を計画的に行うことによってその人(世帯)の自立を図る。また、その人(世帯)がいつまでも安心して生活できるように地域への働きかけを行う。

事業計画名	具体的内容
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業の実施(市:社会福祉課内) ・相談窓口の設置及び相談支援員の配置 ・求職者(生活困窮者)に対する就労・定着支援・支援調整会議・支援会議の開催 多職種連携のため他機関とのつながりの強化 ・市役所内連携への協力・推進 ・民生委員やケアマネージャー等への事業の周知と協力依頼。 「地域共生社会の実現」へ向けた地域への働きかけ

## (3) 被保護者等就労支援事業

生活保護受給者の就労について、本人及び福祉事務所からの相談にのり、ハローワーク等と連携しながら必要な情報の提供及び助言、支援を行うことにより被保護者の自立をめざす。

事業計画名	具体的内容
被保護者等就労支援事業	対象者の就労・定着支援（市：社会福祉課内） ・ 支援対象者からの求職相談 ・ ハローワークとの連絡調整 ・ 就労（継続・定着）に必要な支援 福祉事務所（ケースワーカー）との連携